

無効の事例等(H 2 2 . 3 月)

| 内 容 | 事 例 | 根拠規定 (工事等競争入札心得) | 理 由 | |
|---------|---|-----------------------|-------------------------------|--|
| 郵便方法 | 郵便物が「一般書留又は簡易書留」ではなく、「特定記録郵便」で届いた。 | 無 効 | 第11条 第2項 第17条 第1項 第1号 | 心得の規定により無効とする。 |
| | 中封筒の封かんがなされていない | 無 効 | 第11条 第3項 第2号 | 心得の規定により無効とする。 |
| | 「一般書留郵便」で指定日に届いたが配達日指定郵便でない。 | 無 効 | 第11条 第2項 第17条 第1項 第1号 | 心得の規定により無効とする。 |
| | 見積内訳書が中封筒の中に入っていない。 (見積内訳書が中封筒ではなく外封筒の中に入っていた。) | 無 効 | 第11条 第3項 第2号 第17条 第1項 第10号 | 心得の規定により無効とする。 |
| 封筒の記載 | 外封筒のあて先が間違っていたことにより、指定期日に別事務所に届けられた。 | 無 効 | 第17条 第1項 第3号 | 心得違反 |
| 見積内訳書 | 見積内訳書が非常に簡略である。(数量 × 単価となっていない。その他の要件は満たしている。) | 無 効 | 第6条 第1項 第10号 | 見積内訳書を作成する際の留意点を参照 |
| | 見積内訳書の一部の工種に計算ミス(千円以上)があった。この部分が正しい場合には見積内訳書の合計と入札金額とは不一致となる。 | 無 効 | 第6条 第1項 第9号 第6条 第1項 第10号 | 心得の規定により無効とする。 なお、入札金額が1千万円未満の場合には「1千円以上」、入札金額が1千万円以上の場合には「入札金額の0.01%以上」の違算があった場合には無効となる。 |
| 入札書 | 入札書の記載において、工事名及び工事番号が入札公告等と一致しているが、工事箇所が一致していない。 | 無 効 | 第6号 第1項 第7号 | 工事名、工事番号、工事箇所のいずれかが入札公告等と一致しない入札書は、案件の特定ができないため、「無効」とする。 |
| 入札参加資格 | 公告で「『建築工事』の名簿登録及び『とび土工』の許可」という要件を付した場合において、受任先の支店が入札してきた。その支店は「建築工事」の受任は受けているが「とび土工」の許可は受けていない。本社は「建築工事」の名簿登録及び「とび土工」の許可を受けている。 | 無 効 | 第6条 第1項 第1号 | 今回の工事は「とび土工工事」であり、とび土工の許可を有していない支店は建設業法の規定により営業行為(入札・契約)を行うことができない。 |
| 郵便方法 | 総合評価方式で見積内訳総括表を中封筒に入れるべきところ、外封筒に入っていた。 | 無 効 | 第17条 第1項 第10号 | 入札説明書違反であるため |
| 見積内訳総括表 | 総合評価方式入札において、見積内訳総括表(低入札価格調査事務処理要領様式第6号)の提出がない。 | 無 効 | 第17条 第1項 第10号 | 入札説明書違反であるため |
| 技術提案書 | 技術提案書(様式第1号)に押印がなかった。 | 無 効 | 第17条 第1項 第10号 | 入札説明書違反であるため |
| | 総合評価方式入札において技術提案書(様式第1号)の提出がない。(他の様式は提出された。) | 無 効 | 第17条 第1項 第10号 | 入札説明書違反であるため |
| | 総合評価方式入札において、落札候補者決定後、技術加算点の確認書類が提出されなかった。 | 無 効 | 第11条 第1項 第10号 | 入札説明書違反であるため |
| 工事費内訳書 | 施工体制事前提出方式で、工事費内訳書(様式1号)に記載の工種が、県の公告した工種と異なる。 | 無 効 | 第17条 第1項 第10号 | 様式の注意書き「 行及び列の追加、削除は行わないこと」に違反しており、失格基準による判定が出来ない恐れがあるため。 |